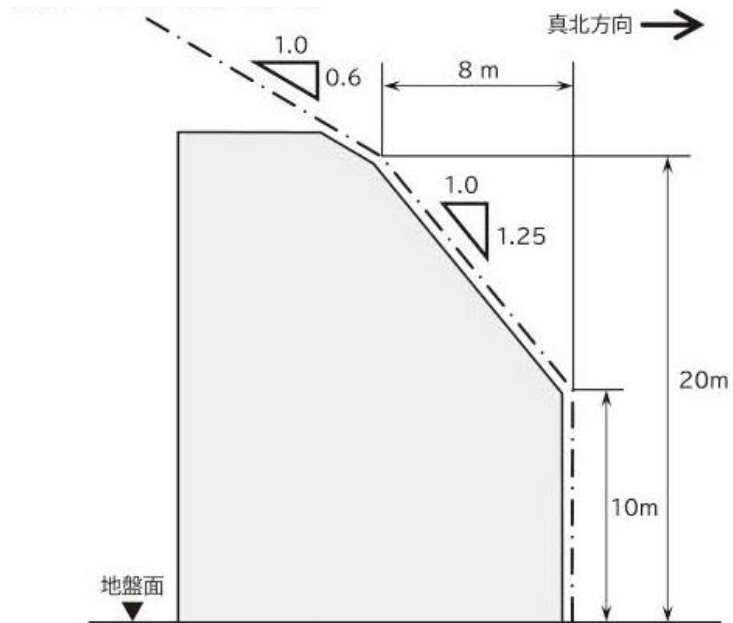


## 「第三種高度地区」について

「第三種高度地区」とは、用途地域内において市街地の環境を維持するために建築物の高さの最高限度を定めたものです。



第三種高度地区の指定状況は都市計画課 5246-1363 (5階⑤番窓口) へ

第三種高度地区の規制詳細は建築課 5246-1334 (5階⑩番窓口) へ

お問合せ下さい。